

2010年7月1日

文責：山田 肇

中村 清

メディア集中に関する研究会 平成22年度第2回

開催月日：2010年6月26日

開催場所：早稲田大学（情報通信学会大会でのセッションとして）

参加者数：30名

議事内容：

議題 ドイツにおけるメディア集中規制

春日教測近畿大学准教授より次のとおり報告があった。

- ドイツの放送市場では、番組の質（内容的多様性）を規制するALM、視聴率によって集中を評価する（構造的多様性を評価する）KEK、資本比率に対して独占禁止法上の規制する連邦カルテル庁の三つが、複合的に集中規制を行っている。
- 結果的に、極めてうまく整理された規制・監督体制が成立しているといえるだろう。
- しかし静的な市場には対応できるが、通信と放送が融合しつつあり、またケーブルテレビの位置が高まっている、動的な市場では機能不全に陥る可能性もある。
- また、連邦と州の二重構造の上に、欧州連合と各国という構造も加わり、意見調整をどのように進めるかが課題になっている。
- 議題 インドと日本のメディア集中比較

林紘一郎情報セキュリティ大学院大学学長より次のとおり報告があった。

- メディア集中の経年変化の中に、HHIが振動しながら長期的には増加していくU型変化や、階段状に上昇していくS型変化があるというのがノームの見解であった。
- しかしインドでも日本でもU型やS型の傾向はあまり見いだせなかった。経済の発展段階によって傾向は異なる、という解釈のほうが適切ではないか。
- また、各国の法体系の根本がどこにあるのか、イギリス法かフランス法かドイツ法か、それとも共産主義か、といったことが集中規制に影響を与えるという見方もできる。

以下、次のような議論があった。

ドイツの規制に関連する事項

- クロスメディア規制について質問が出たが、まだ始まりつつあるところ、ということであった。したがって地上波テレビとケーブルテレビを合わせて評価するといった視点は、ドイツにはまだ存在していない。
- 内容規制について確認する質問が出たが、番組（報道、スポーツ、バラエティなど）

の分類と割合を見ているだけで、中身そのものを評価しているわけではない、言論の自由に関わるのでむずかしい、という回答があった。

ノームの見解に関連する事項

- デジタル化という点では、各国ともまだ緒に就いたばかりであり、長期的には集中度は上昇していくといったノームの見解が正しいかどうか判断するには、時期尚早ではないか、という指摘が出た。

補足事項

6月29日、International Telecommunications Societyの一環としてメディア集中に関するセッションが設けられ、議論が交わされた。

台湾と日本がカントリーレポートを発表したが、日本からは、放送事業収入で評価しても視聴率（占拠率）で評価しても、放送市場のHHIは1800程度でほとんど差がないことが報告された。またインドのデータも提示された。

ノーム教授からは、各国のHHIと国民の幸福度等に相関がある、との報告があった。

会場からは、各国データだけを見ては、国際的な巨大ビジネス（マードックなど）の影響度が評価できないのではないかと、この指摘があったが、当面は国単位で分析を続けることになった。

日中韓に台湾を加えて、東アジア圏のメディア集中評価について検討する国際会議の可能性について示唆があった。